

INFORMO

インフォルモ

2020
Vol.96

インフォルモ Vol.96

2020年12月

株式会社 東海信金ビジネス 発行

海からのメッセージ

今尾映子 Eiko Imao

水深25m、青一色の暗い砂地の海底。サンゴの仲間のイソバナの周りを、波の動きに合わせて枝状の何かがゆらゆら漂っています。近づいて水中ライトで照らすと、暗闇から驚くほど華やかな体長10センチほどの美しいゴーストパイプフィッシュが現れました。和名はニシキフウライウオ。体や顔に細長い単一の皮弁があり、魚には見えない不思議な形をしています。周囲の環境に合わせて生存競争に勝ち残った進化の姿は、敵の目をあざむくためイソバナの色に擬態して枯れ枝のようになりきっていました。イソバナに集まってくる他の小さな甲殻類のエビなども捕食できて一石二鳥です。腹鰭あたりをよく見てみると、銀色に光る小さな粒がいっぱい、抱卵中のメスでした。撮影後ライトを消すと、自然の暗い海底にとけ込んで鮮やかな姿は消えました。日本はこの魚を色や模様が美しいのでニシキフウライウオと命名、海外ではゴーストパイプフィッシュと命名、パイプのお化けと例えたようです。



PROFILE

〈いまお・えいこ〉
写真家。名古屋市在住。世界各地のサンゴ礁にフィールドを持つ女性水中写真家の第一人者。写真展、写真雑誌などで活躍中。また、テレビ、ラジオに出演、企業での講演も多い。国際会議のシンポジウムの参加者や小・中学校の子供たちに、スライドを交えて海の中の大自然を伝えている。名古屋で「ダイビングスクール Sダイバーズ・今尾海洋スタジオ」を主宰。写真集に『夢海』（学研）、『海へ』（丸善）がある

contents

海からのメッセージ.....	1
今尾映子	
BUSINESS INFORMATION.....	3
平松建工 魚新 フイッシング南知多 石塚工業 磯亭 五和製茶	
Wine Time.....	12
1945年ロマネコンティのコルク	
晩熟人ファイル.....	12
津田梅子	
くらしの泉.....	13
Essay／『猫とネズミ』 奥田真祐美	
Health／新型コロナとインフルエンザ 佐藤祐造	

※経営者年金対談と工芸のページは休載いたします。

Messages
from the ocean

株式会社 平松建工

〒477-0031 愛知県東海市大田町畑間71-1 2F
TEL 0562-38-7080 FAX 0562-38-7081 URL www.hiramatsukenkou.com

お客様に満足していただくことが
「塗装屋ひらまつ」の使命です

塗装屋ひらまつ（株式会社平松建工）は、東海市で創業してはや50年を迎えようとしています。創業時は小さな塗装屋としてスタートし、東海市のお客様・公共事業に地域密着で取り組んでまいりました。

また2019年8月には、東海

市だけでなく知多半島のお客様にも愛される会社を目指して、半田市に外壁屋根塗装の専門店をオープンし、1周年を迎えることができました。

これからも外壁塗装を通して皆様のお役に立てるよう、社員一同邁進していく所存です。



魚新 株式会社

〒470-3412 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字新居138
TEL 0569-65-2567 FAX 0569-65-2689 URL http://www.uosin.com

出来立ての干物を
多くの人に食べて欲しい！

愛知県内トップクラスの水揚げ量を誇る「豊浜漁港」には、一年を通じて三河湾・伊勢湾の様々な魚介類が水揚げされています。活気ある港町「豊浜」は美味しい魚とそれに携わる人たちで作られてきました。豊浜を知ってもらいたい、美味しい魚介類を多くの人に食べてもらいたい！そんな思いから「魚新商店」を始めました。

近年の干物づくりの主流は「機械乾燥」ですが、魚新商店では「天日干し」にこだわっています。漁港に水揚げされた新鮮な魚を職人の手作業により腹開きをし、添加物を使わず秘伝の配合により味付けをしています。天日で干すことにより旨味成分を引き出し、凝縮されて美味しい干物が出来上がるのです。



フィッシング南知多

〒470-3411 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字駒帰122-5
TEL 0569-65-2955 FAX 0569-65-2955 URL http://www.ipc-tokai.or.jp/~fishing/

釣りエサ・オキアミ等
ご用意しています

フィッシング南知多では釣り具、ゴールド・赤虫や石ゴカイなどの釣りエサ、メバル釣り用のモエビやサビキ・こませ用のアミエビなどを取り扱っております。

南知多道路豊浜出口の信号

を右折、豊浜南の信号の手前左側で、豊浜・師崎方面への釣り場に便利です。季節の魚など釣果情報も掲載していますのでご活用ください。



石塚工業 株式会社

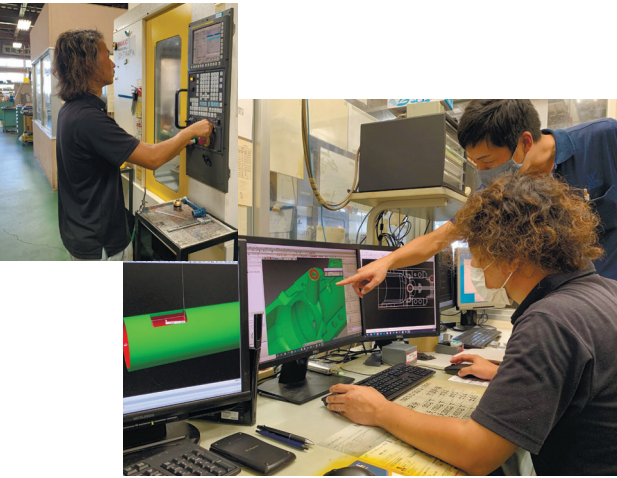
〒431-0302 静岡県湖西市新居町新居1892
TEL 053-594-5775 FAX 053-594-6698 URL http://ishizuka-kogyo.co.jp

古き良き技術と最先端テクノロジーにより
切削加工の限界に挑み続ける

金属、非鉄金属、樹脂などのあらゆる材質の切削加工に対応しています。専門技術者による5軸制御プログラミングにより丸物から異形状まで、高い精度の要求にもお応えします。最新の測定機器により高品質の検査対応が可能です。

1963年に旋盤、フライス盤、

ボール盤だけで設立しましたが、今ではCNC旋盤、マシニングセンタ、複合加工機を合わせ50台を所有しております。古き良き技術と最先端のテクノロジーの融合によって社会の発展に貢献することを経営理念として、顧客満足を得られる品質の製品を製作し提供してまいります。



有限会社 磯亭

〒437-1621 静岡県御前崎市御前崎1-25
TEL 0548-63-5099 FAX 0548-63-5525 URL http://www.nabura.com/isotei/

空と海の街を
思いっきり満喫しませんか

御前崎の先端、マリンパーク御前崎の前に位置する、魚が旨い店・磯亭です。当店では御前崎の特色を前面に出した魚料理を、お値打ち価格で皆様にご提供いたしております。

御前崎で獲れた旬のお魚がメインの刺身定食や、思わず笑顔になってしまうほどの大きなエビフ

ライ定食など、ご満足いただける品揃えとなっております。ご宿泊では当店自慢の磯料理をご提供させていただきます。

厳選した素材の真の旨さを堪能いただけます御前崎。ご当地へお越しの際はぜひお立ち寄りください。



株式会社 五和製茶

〒428-0009 静岡県島田市大代1833-1
TEL 0547-45-3364 FAX 0547-45-3365 URL http://www.gokaseicha.jp

お茶に携わって半世紀
伝統が活きる風雅の一煎

清流大井川と緑深い山々、清く澄んだ自然条件に育まれた銘茶の産地にてお茶と共に暮らし、お茶を扱い続けて数十年——。五和製茶は、これからも皆様に喜ばれる美味しいお茶づくりに精進を続けてまいります。

ひとつの場所で採れた茶葉だけを使ったお茶へのこだわり。当

社のお茶は、自然の中で育った生粋の金谷茶です。明治2年の開墾より品種改良を重ね、規模を拡大し、環境整備や土づくりなどの栽培技術によって出来上がった金谷のお茶。消費者の皆様に愛される金谷の茶葉だけで作った金谷茶をご堪能ください。



しんきん経営者協議会 ご入会のおすすめ

しんきん経営者協議会とは

本会は信用金庫の主要取引先であります地元中小企業の発展に協力するため会員となられた中小企業経営者および個人事業主の方々に対して、有益な「金融・経済に関する講演会の開催」「情報誌の提供」「会員の方々のための福利厚生事業」などを行っております。また、会員の方々の特典として経営者年金制度も取り扱っています。



● ご入会資格

本会にご入会いただけますのは、信用金庫の会員となっている法人および個人事業主の方です。ご入会をご希望の方は以下の申込書をお送りください。



〈個人情報に関するお知らせ〉

東海地区しんきん経営者協議会の運営にあたっては、ご入会者の事業所、代表者名、事業所所在地および取引金庫名などの個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱い、各単位しんきん経営者協議会（以下「協議会」という）へ送付します。

協議会は、本会の運営において入手する個人情報を本会の目的達成のための事業（経済・金融等に関する情報交換、情報提供、会員のための福利厚生および親睦など）に使用します。

なお、今後個人情報に変更が発生した際にも、前記に準じ個人情報を取り扱います。

送付先 〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 東海地区しんきん経営者協議会

しんきん経営者協議会入会申込書

単位しんきん経営者協議会 御中			申込日	令和	年	月	日
事務所名	フリガナ		お取引信用金庫欄	信用金庫名			
代表者名	フリガナ	代表者印					
事務所所在地	フリガナ				支店名		
郵便番号		〒		電話番号	市外局番（ ）		
県		市・郡					
本入会申込書に記載した個人情報の取扱いについて、申込時に「ご入会のおすすめ」を受領し、その記載内容を承知し、同意のうえ、入会を申し込みます。				同意確認印			

安心、豊かなセカンドライフのために。

経営者年金

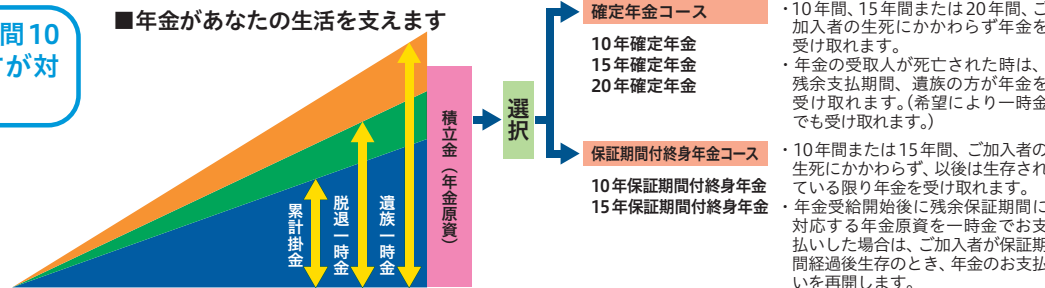
拠出型企業年金保険（個人年金保険料税制適格型）

年金でのお受取りは、加入期間10年以上かつ満60歳以上の方が対象となります。

第1回申込受付日 ●令和3年 1 月8日～ 2 月25日まで! (令和3年 6 月1日加入日)
第2回申込受付日 ●令和3年 4 月1日～ 5 月15日まで! (令和3年 9 月1日加入日)
第3回申込受付日 ●令和3年 7 月1日～ 8 月15日まで! (令和3年 12月1日加入日)
第4回申込受付日 ●令和3年 10月1日～ 11月15日まで! (令和4年 3 月1日加入日)

申込期間の初回掛金の振替えは、ご加入日の前月28日（休業日のときは翌営業日）となります！

■年金があなたの生活を支えます



■ 給付額試算表（年金額）

加入年数	掛金累計額	積立金額（年金原資）	確定年金			保証期間付終身年金	
			10年（男・女）	15年（男・女）	20年（男・女）	10年(男性)/60歳受給開始	15年(男性)/60歳受給開始
10年	1,200,000	約 1,230,160	約 10,790	約 7,420	約 5,730	約 5,150	約 5,000
15	1,800,000	1,899,720	16,670	11,460	8,850	7,960	7,730
20	2,400,000	2,608,660	22,890	15,730	12,160	10,930	10,610
25	3,000,000	3,359,440	29,470	20,260	15,660	14,080	13,660
30	3,600,000	4,154,590	36,450	25,050	19,360	17,410	16,900

■ 給付額試算表（脱退一時金額）

加入年数	掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	加入年数	掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）
1年	120,000	約 116,840	6年	720,000	約 721,280
2	240,000	235,000	7	840,000	846,340
3	360,000	354,510	8	960,000	972,830
4	480,000	475,380	9	1,080,000	1,100,760
5	600,000	597,640	10	1,200,000	1,230,160

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、将来の支払額をお約束するものではありません。
(1) 12,000円を常に維持していること。
(2) 加入者全員の掛金が毎月末日までに入金されたものであること。
(3) 給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率（令和2年8月1日現在）、および引受割合（令和2年8月1日現在）にもとづき計算しております。予定利率については、今後変更されることがあります。
(4) 給付額試算表の給付額は配当金は加算しておりません。
① 毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
② 決算実績によっては配当金をお支払いできない年度もあります。
③ 毎年の決算（5月末）により、配当金が生じた場合には積立金の増減に充当されます。
④ 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。
(5) 早期に脱退されますと元本割れする場合がありますので、ご注意ください。（赤字）
（注）保証期間付終身年金の年金額は、男性の場合であり、女性の場合は若干低くなります。

ご加入になれる方

●東海地区しんきん経営者協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主で、加入時年齢が満20歳以上、満70歳未満の健康で正常に就業している方。

掛金の払込方法

●初回は各ご加入日の前月28日、以降毎月28日（休業日のときは翌営業日）に、翌月分掛金をご指定の信用金庫口座から振り替えます。

●掛金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いいただきます。法人事業所の役員の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます（会社の資産計上とはなりません）。※損金算入できない場合もあります。3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

掛金と払込みの満了

●年齢にかかわらず1口10,000円で、お一人最高10口100,000円までご加入になれます。
・掛金には1口につき155円の制度運営事務費が含ま

れています。

●掛金は、満80歳まで払い込むことができます。

●最初に決めた掛金を増口（年1回、6月1日加入日にお取扱いします。）したり、一部払込を中止することもできます。一部払込中止分に相当する積立金のお支払いは中止時には行わず、脱退・死亡・満了時にあわせてお支払いします。

・一部払込中止の事由
災害、疾病・障害、住宅の取得、結婚、債務の弁済、その他掛金の拠出に支障がある場合。

年金のお受取り

●加入期間10年以上かつ満60歳以上で脱退されたとき、または満80歳で払込満了となったとき年金を受け取ることができます。

・年金の受取人は加入者本人となります。
・満60歳以上で脱退された場合でも、3ヵ月連続の口座振替不能による自動脱退の場合は、一時金での受取りとなります。

・年金は、毎年1・4・7・10月の15日に3ヵ月分まとめて指定された信用金庫口座にお振込みいたします。
●年金のお受取りにかえて、一時金で受け取ることもできます。

ご加入者が脱退された場合

●年金受給権取得前に脱退された場合（自動脱退を含む）はその時点の積立金額をご加入者本人が一時金で受け取れます。

ご加入者が万が一なくなられた場合

●ご加入者が掛金払込期間中に死亡されたときは遺族一時金（その時点の積立金額に払込中の掛金1口について10,000円を加えた額）を遺族の方が受け取れます。

税務上のお取扱い

●ご加入者が負担された掛金のうち制度運営事務費（1口につき155円）を控除した額が、個人年金保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）
上記のお取扱いは令和2年8月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。なお、平成24年1月1日より生命保険料控除制度が改正されており、この経営者年金の掛金については改正前の旧制度による保険料として取り扱われます。個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

〈ご意向確認のお願い〉

拠出型企業年金保険は、自助努力による老後生活資金の準備を主な目的とする保険商品です。ご加入にあたっては、「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに本パンフレットをご覧ください。制度内容、積立金（給付額試算表の内容）、掛金などがお客さまのご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。また、このパンフレットは、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

〈個人情報に関するお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、東海地区しんきん経営者協議会（以下、協議会）はご加入者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日など）（以下、個人情報）を取り扱い、協議会が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供します。協議会は、当該保険の運営において入手する個人情報を本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、および業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また、協議会および他の生命保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き協議会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。

この制度についてのお問い合わせは

東海地区しんきん経営者協議会事務局

〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号
TEL 0120-055052（フリーダイヤル）

●しんきん経営者協議会

信用金庫の主要取引先である地元企業の発展に協力するために結成され種々の有用な情報の提供・福利厚生事業の実施などを行います。

■（引受保険会社および引受割合）

（事務幹事会社）富国生命保険相互会社（30.2%）
日本生命保険相互会社（24.5%） 明治田田生命保険相互会社（20.2%） 第一生命保険株式会社（13.1%）
住友生命保険相互会社（8.5%） 太陽生命保険株式会社（3.5%）
※引受割合は令和2年8月1日現在の割合となっております。

●「制度の運営」

この制度は、東海地区しんきん経営者協議会が上記引受保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」にもとづき運営いたします。上記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受割合が上記引受割合と異なる場合があります。

※このページは経営者年金（拠出型企業年金保険）の重要な事項をご説明する加入勧奨用資料（パンフレット）になっています。

特に重要なお知らせ(ご契約の概要)

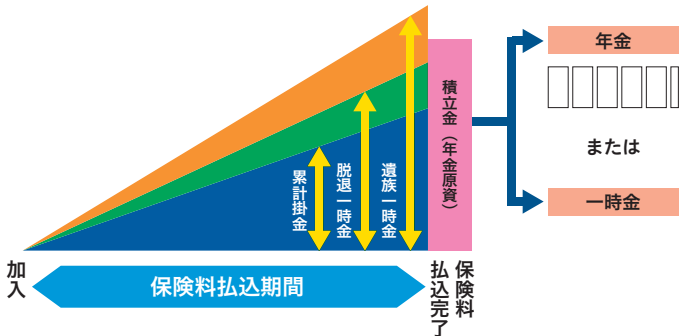
この「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な制度内容が表示されている「加入勧奨用資料（パンフレット）」および「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をあわせてご参照いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、保険料などがお客さまのご意向に沿った内容となっているか、ご確認ください。

1. 商品名称

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴

東海地区しんきん経営者協議会（以下、協議会と記載）所属の会員事業所の役員および個人事業主の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、協議会を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込完了後は、保険料払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金にかえて一時金として受け取ることもできます。) また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。



3. 積立金について

- お払込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては加入勧奨用資料(パンフレット)に記載の給付額試算表にてご確認ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意ください。)
- 加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

4. 加入資格、保険料、保険期間などについて

- 加入年齢、加入資格、(追加) 加入日、保険料の額、払込方法、保険料払込完了年齢、年金受取開始時期、年金受取期間などにつきましては加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。
- 退会などにより協議会の会員でなくなった場合はすみやかに脱退していただきます。

5. 年金や一時金が主に支払われる場合について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。

- 基本年金、中途脱退年金・一時金
保険料払込完了年齢を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。保険料払込完了年齢前に脱退される場合は、条件により中途脱退年金をお支払いします。
一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いにかえて一時金をお支払いします。また、積立金（年金原資）から計算した年金額が月額1万円以下となる場合にも一時金でお支払いします(税制適格制度の場合を除く)。
- 遺族一時金
加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いします。

6. 配当金について

- 毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- 保険料払込期間中の配当金は積立金の積増しのために充当し、年金受給権取得後の配当金は年金の増額のために充当します。
- 年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

7. 引受保険会社について

この保険契約は、富国生命保険相互会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います（給付に際しての負担割合は相違する場合があります）。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。引受保険会社および引受割合は加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

（事務幹事会社）：富国生命保険相互会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入の前に「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、支払事由の詳細やご契約の内容に関する事項その他の詳細につきましては、加入勧奨用資料（パンフレット)の該当箇所を必ずご参照ください。

1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険については、東海地区しんきん経営者協議会（以下、協議会と記載）を契約者とする企業保険契約であることから、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

2. ご加入の責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書にもつき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加) 加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・募集代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 加入資格について

申込日現在、健康で正常に就業している協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主の方がご加入いただけます。また、退会などにより加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手续が必要です。加入資格の詳細につきましては、加入勧奨用資料（パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

4. 年金や一時金のご請求について

- 年金や一時金のご請求の方法は、『しんきん経営者年金制度ご加入のしおり』をご覧ください。お客さまからのご請求に応じて、年金や一時金をお支払いする必要がありますので、年金や一時金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに問合わせ先にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いできない場合につきましては、加入勧奨用資料（パンフレット）およびこの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」の該当箇所にてご確認ください。
- 年金や一時金の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の年金や保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに問合わせ先にご連絡ください。

5. 年金や一時金の支払制限について

- 次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、その受取人にはお支払いせず、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に未支払の年金原資をお支払いします。
 - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - 受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（保険料の増額）の際に告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
 - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

6. 保険料の払込みについて

ご加入者から保険料の払込みのないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消または脱退していただくことがあります。

7. ご契約の継続について

この保険については、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続できなくなる場合があります。

8. 脱退時の一時金額について

この保険の保険料は、お払込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金や脱退時の一時金額がお払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

9. 予定利率などの変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および関係法令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することがあります。

10. 業務または財産の状況の変化による保険金額、年金額、給付金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

11. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額や年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。
[生命保険契約者保護機構] Tel: 03-3286-2820
(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時)
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。ご加入の際には、個人情報の取扱いの詳細について、加入勧奨用資料（パンフレット）の該当箇所を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。

14. ご照会・苦情について

- この保険に関する手続きや契約に関するご照会および当紙面に関するご照会などについては
富国生命保険相互会社 名古屋支社 TEL 052-386-6186
(受付時間 平日9:00～17:00 ＊12月30日から1月3日を除く)までお問合わせください。

「しんきん経営者年金制度加入申込書」記入方法

しんきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入ください。

※ゴム印でなく手書きでご記入ください。

1.募集時の説明資料（ご契約の概要・注意喚起情報・経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンフレット）を受領し、制度内容等重要な事項を承諾のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認し、保険契約者（団体）を經由して経営者年金（拠出型企業年金保険）への加入を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても「経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンフレット」により、その記載内容を承認し、同意のうえ、加入を申し込みます。なお、現在加入資格を有し、正常に勤務しています。

2.本制度の掛金を口座振替により払い込みますので下記の金融機関を指定して依頼します。

※制度内容を必ずご確認ください。

① 申込日	令和○年○月○日
加入日	第1回申込受付日 ●令和3年 1月8日～ 2月25日まで！ (令和3年6月1日加入日) 第2回申込受付日 ●令和3年 4月1日～ 5月15日まで！ (令和3年9月1日加入日) 第3回申込受付日 ●令和3年 7月1日～ 8月15日まで！ (令和3年12月1日加入日) 第4回申込受付日 ●令和3年10月1日～11月15日まで！ (令和4年3月1日加入日)
事業所名	フリガナ (カ)フコクショウジ 株式会社 富国商事
事業所区分 (○で囲んでください)	①法人 役員の方がご加入になれます。 2.個人事業主 個人事業主の方がご加入になれます。
代表者	フリガナ フコク タロウ 富国 太郎
郵便番号	フリガナ アイチ ナゴヤ ナカク 4600002
事業所所在地	フリガナ マルノウチ 愛知県名古屋市中区 丸の内○-○-○ 号室 様方 052 - 000 - 0000

ご記入方法

①申込日を記入してください。

②事業所名・代表者名（漢字・フリガナ）を記入し、事業所印を押印してください。また、事業所の区分を○で囲んでください。

③事業所所在地（漢字・フリガナ）、電話番号を記入してください。

④加入者氏名（漢字・フリガナ）を記入してください。個人同意印（加入者印）を押印してください。性別、生年月日、加入口数を記入してください。

⑤口座名義人（漢字・フリガナ）、信用金庫名、信用金庫コード、本・支店名、本・支店コード、電話番号を記入のうえ預金種目を○で囲み、口座番号を記入してください。また、口座届出印を押印してください。

＜その他の留意事項＞

●経営者年金の加入資格について
満20歳以上満70歳未満の健康で正常に就業している方で事業所が法人の場合は役員のみ、個人事業所の場合は代表者のみ（専従者は加入不可。）の加入に限ります。

●掛金の負担者について
掛金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いただきます。法人事業所の役員の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます（会社の資産計上とはなりません）。※損金算入できない場合もあります。3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

しんきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入ください。

※ゴム印でなく手書きでご記入ください。

1.募集時の説明資料（ご契約の概要・注意喚起情報・経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンフレット）を受領し、制度内容等重要な事項を承諾のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認し、保険契約者（団体）を經由して経営者年金（拠出型企業年金保険）への加入を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても「経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンフレット」により、その記載内容を承認し、同意のうえ、加入を申し込みます。なお、現在加入資格を有し、正常に勤務しています。

2.本制度の掛金を口座振替により払い込みますので下記の金融機関を指定して依頼します。

※制度内容を必ずご確認ください。

協議会使用欄
印
会員であることを確認しました。

事業所口座をご記入ください。
(個人事業主の方は個人口座でも可。)

申込日	令和	年	月	日		
加入日	第1回申込受付日 ●令和3年 1月8日～ 2月25日まで！ (令和3年6月1日加入日) 第2回申込受付日 ●令和3年 4月1日～ 5月15日まで！ (令和3年9月1日加入日) 第3回申込受付日 ●令和3年 7月1日～ 8月15日まで！ (令和3年12月1日加入日) 第4回申込受付日 ●令和3年10月1日～11月15日まで！ (令和4年3月1日加入日)					
事業所名	フリガナ					
事業所区分 (○で囲んでください)	1.法人	役員の方がご加入になれます。				
代表者	2.個人事業主	個人事業主の方がご加入になれます。				
フリガナ						
郵便番号	フリガナ					
フリガナ						
事業所所在地	フリガナ					
フリガナ						
加入区分	加入者番号	補助	加入者氏名	性別	生年月日	加入口数
新規2040	1	0	フリガナ	個人同意印 印	1男 3昭和 3女 4平成	年 月 日
新規2040	2	0	フリガナ	個人同意印 印	1男 3昭和 3女 4平成	年 月 日
新規2040	3	0	フリガナ	個人同意印 印	1男 3昭和 3女 4平成	年 月 日

住所C・補助住所	
----------	--

しんきん経営者年金預金口座振替依頼書

信用金庫	御中	新規加入事業所用
預金振替口座欄	フリガナ	口座届出印 印
信用金庫コード	1 5	本・支店コード
電話番号	-	
信用金庫	店	電話種目
1 5		1. 普通（総合） 2. 当座
信用金庫	店	口座番号
1 5		

東海地区しんきん経営者協議会へ支払う経営者年金制度掛金について、次の条項を了承のうえ、預金口座振替によって支払うことを依頼します。

- 私が支払うべき掛金について貴金庫に請求書などが送付されたときは、私に通知することなく、請求書などに記載された金額を預金口座から振替えのうえ、お支払いください。なお、振替日が変わった場合には、請求書などに記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の振替えにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書などの金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書などを返却されてもさしつかえありません。
- この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

振替開始 加入日の前月 28 日（休業日のときは翌営業日）
振替日 毎月 28 日（休業日のときは翌営業日）

のりしろ

のりしろ

経営者年金制度ご加入者向け 傷害保険制度 (交通事故傷害保険)

経営者年金制度へご加入の方が
不慮の事故(「交通事故」「建物・乗物の火災」)によって被った傷害で、
万一死亡された場合に交通事故傷害保険金が支払われます。

本制度は東海地区しんきん経営者協議会が共栄火災海上
保険(株)との間で保険契約を締結しています。保険料は東海
地区しんきん経営者協議会で負担いたしますのでご加入者
のご負担はございません。

[引]受保険会社] 共栄火災海上保険株式会社
[契 約 者] 東海地区しんきん経営者協議会
[被 保 険 者] 東海地区しんきん経営者年金制度ご加入者
(注) 年金受給者および中途脱退者を除きます。
[保 険 金 額] 死亡・後遺障害50万円
(令和2年6月1日からの保険金額となります)

保険金をお支払いする主な場合
交通事故または建物内・乗物内での
火災などによる傷害を被った日から、
180日以内に死亡された場合、保険金
をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合
故意・自殺・けんか・犯罪行為・自動車
等の無資格・酒酔い運転、地震・噴火・
津波による傷害、職務として荷役作業
または乗物の修理・点検・整備・清掃
作業に直接起因する事故など

※ご都合により、傷害保険制度へのご加入を希望されない場合はお申し出ください。

この制度についてのお問い合わせは、東海地区しんきん経営者協議会事務局まで フリーダイヤル 0120-055052

共栄火災海上保険株式会社

中京支店 名古屋市中区丸の内2-19-21 ☎052(211)1358 静岡支店 静岡市葵区両替町2-6-5 ☎054(253)5145

東海地区しんきん経営者協議会 0120-055052(フリーダイヤル)

やまおり

名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル 301号

東海地区しんきん経営者協議会事務局 行



氏 名	
住 所	〒

やまおり

料金受取人払郵便
名古屋中局 認
3191
差出有効期限
令和3年11月
30日まで
(切手不要)

4608790

334

WineTime

1945年ロマネコンティのコルク

Sommelière : Yukiko Shima

先日、久しぶりにバカラ社のロマネコンティグラスを使いま
した。お客様が、1970年のロマネコンティをお持ちになられた
からなのですが、数年に1度しか使用しないので、グラスを
並べるだけで嬉しくなります。

ロマネコンティのオーナーにお会いした時に言われたのは、
コルクを見て本物か偽物か確認すること。その理由は、海
外に出回るロマネコンティの本数が輸出量よりはるかに多いか
らなのです。わずか1.76haの畑から生産される本数は天候
に恵まれた年でも6000本程度で、一番少ない年は1945年の
600本。

10年ほど前、お客様の生まれ年1945年を抜く機会に恵ま
れました。悪魔のように心を魅了する複雑な香りに包まれなが
ら、オーナーの言葉を思い出しコルクを譲っていただき、ロマ
ネコンティの蔵を訪問する機会をずっと待っていました。

2018年に念願がかない蔵を訪問したところ、アドバイスをく
れたオーナーはいらっしゃらず、コルクは再び日本に戻ってき
たのです。



晩熟人ファイル

津田梅子

038



津田梅子
(写真提供/津田塾大学)

現在の津田塾大学の創始者・津田梅子(1864-1929)は、国
を挙げて近代化が進められた明治期を中心に女性の高等教育
に生涯を捧げました。2024年度に刷新される新五千円札の顔に
決まったのはご存知の通り。これで注目度が一気に高まりました。

生まれは幕末の1864(元治元)年、現在の東京都新宿区。3
歳で時代は明治に。1871(明治4)年にアメリカへ留学すること
になります。欧米の視察を目的とした岩倉使節団107人一行が横浜

港を出港。その中に5人の少女が含まれ、梅子は最年少の6歳で
した。国費でアメリカに留学する女性として初めての留学生で、船
と鉄道でワシントンに到着するまで2カ月余りかかっています。

アメリカではランマン夫妻のもとで、女学校を卒業するまでの約
11年を家族同様に過ごします。英語はもちろん、フランス語、ラ
テン語、数学、物理学などを学び、優秀な成績を収めました。

1882(明治15)年、17歳で帰国。長期滞在でアメリカの生活文
化を吸収した梅子は、日本語をすっかり忘れ普段の会話にも困る
ほどでした。同時に、日本はカルチャーショックの連続でした。特に
日本女性の社会的地位の低さに気づき、女性が自立して生活し
ていくには高等教育が欠かせないと考えるようになりました。国費
で留学した恩に報いるためにも、自分自身が学校をつくろうと意を
固めます。24歳の時に再度アメリカへ留学し、大学で生物学を学
びます。33歳で3度目の渡米。この折ヘレン・ケラーと出会い、立ち
寄ったイギリスでナイチンゲールを訪問。それまで以上に女子教
育の重要性を感じて帰国しました。

1900(明治33)年、35歳の時に、各方面からの募金をもとに、
念願の「女子英学塾」(後の津田塾大学)を東京に創設したの
です。校舎は借家の民家で、生徒は10人。個性を重視した授業
には好都合でした。学校の運営には女子留学生として暮らした
友人や、アメリカで得た友人たちの支えに助けられました。

女子英学塾は順調に発展しましたが、52歳で糖尿病を発症。
入退院を繰り返し、54歳で実務を塾長代理に引き継ぎます。1929
(昭和4)年、64歳で生涯を閉じました。梅子は終生、塾長でした。

Essay

『猫とネズミ』

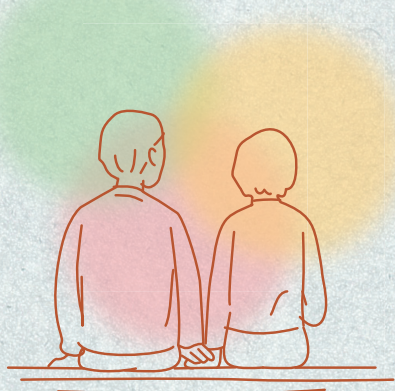
奥田真祐美

まだコロナ騒ぎが発生していなかった今年のはじめ、奈良・五條へ出かけた。クルマで1時間あまり、二上山、葛城山、金剛山を右に山麓線を走る。時間があれば行きたくところ。五條には祖母の生家がある。昔は金剛山まいの登山口として栄えたところだ。祖母は11人きょうだいの上から2番目。家を継いだのは長男である祖母の弟の藤岡長和である。妻うた代が92歳で亡くなってからその家には30年間誰も住んでいなかった。

現当主の私のほとこが「先祖から受け継いだ古い家を壊したくない」と決断し自費で修復。登録有形文化財に認定された藤岡家住宅（NPO法人うちのの館）は2008年（平成20年）に一般公開されることになった。11月11日に行われた復元工事完成記念式典には奈良県知事、五條市長も出席、私は『クスノキのうた』の歌をお祝いに披露した。12年前の子年のこと。

話はもどる。藤岡の家の蔵でいろいろな展示物を見ていたら1枚の絵に目がとまった。丸く大きな猫の背中に小さなネズミが乗っかっている墨絵である。猫大好きな私は猫を見逃さない。さらっと書いてあるが表情豊か、品とユーモアがあり素人に描ける絵ではない。いっぺんに気に入った。今年は子年、私が発行している『真祐美通信』に載せさせてもらいたいとさっそく館長で学芸員の川村優理さんに絵の由来を尋ねてみた。

その絵と文章を書いたのは永井瓢齋、



朝日新聞の天声人語欄を長く担当した人だ。三高、東京帝大時代から藤岡長和の友人で、長和が京都府の警察部長から佐賀県知事に昇進した祝いに贈られたもの。猫はうた代、ネズミは子年生まれの長和を表しているとのこと。うた代は猫好きだった。

大勢いる親戚の中でうた代大祖母は、なぜか気になる存在であった。うた代の旧姓は犬飼ルイ。五條の旧家に生まれた一人娘で、同じく五條に住む藤岡長和と何かの縁あって出会い恋が芽生えた。長和は帝大在学中、うた代は嗣ぐべき実家を捨て結婚した。大正時代の大恋愛は周りかなりの衝撃を与えた。うた代は世の常識や世間体縛られず、新しい女性の生き方を実践したのだろう。

江戸時代から庄屋だった藤岡家の家訓は「お金は公共のために使うように」。村が飢饉に見舞われた時には米蔵を開放し、難民を救ったという記録がある。

大学を出て内務省に入った長和は佐賀・和歌山・熊本の知事を務め、俳人藤岡玉骨としても才を発揮した。私は長和大叔父に会ったことがない。長和をよく知る人は「温厚柔和、実績を誇らず奥ゆかし」と評している。

うた代はといえば、夫の長和から警察が押収した思想関係の発禁本を読まされているうちに深く影響を受け、婦人運動に関わるようになったという。「青鞥」の平塚らいてう、市川房枝などとも交流があった。また羽仁もと子を尊敬していた。まだまだ二人の逸話は書ききれない。人生の幸運な面だけをみるのは一面的だが、社会のため、人のために物心両面で誠実に尽力した夫婦だったことは間違いない。子年とコロナの年、猫とネズミの1枚の絵を見ながら思いを馳せた。

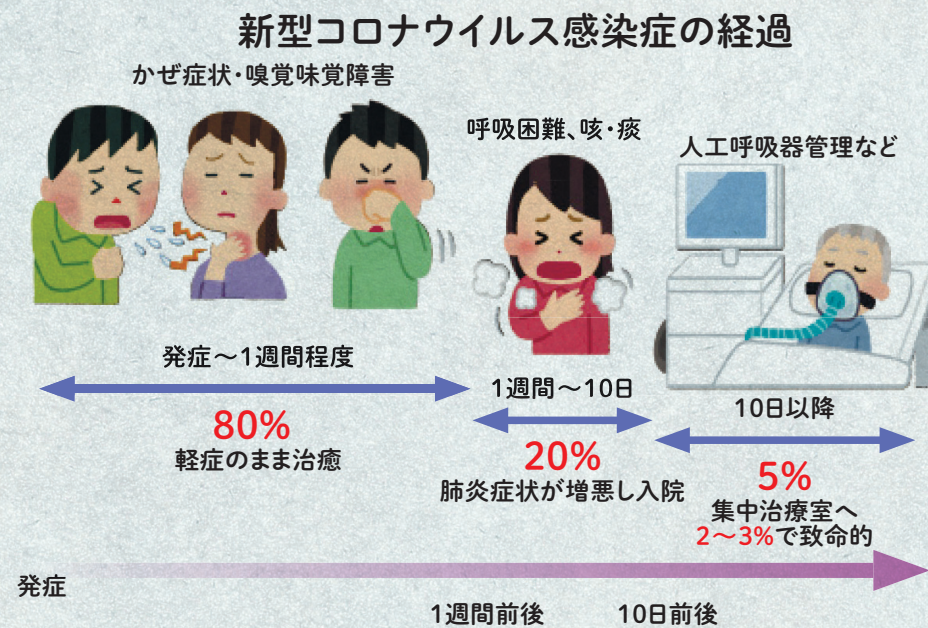


（おくだ・まゆみ）
シャンソン歌手。大阪市出身。東京・自由学園卒業。「婦人之友」編集記者を経て歌の道へ。「もう一度愛を」で東芝EMIよりCDデビュー。1984年から東京・大阪で開催しているリサイタルが好評。CD『愛をみつめて』ほか8枚。日本で初めての『ジャン・フェラウタウ』CDアルバムをリリース。著書『猫とシャンソン』など4冊出版。
<http://mayumi-hp.sakura.ne.jp/>

Health

新型コロナとインフルエンザ

佐藤祐造



※中国における約4万症例の解析結果を参考に作成（Wu.JAMA 2020）。年齢や基礎疾患などによって、重症化リスクは異なる点に注意。

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版」より

新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）に加えて、12月～3月にはインフルエンザも流行します。

原因・主な症状・経過

コロナはコロナウイルス（COVID-19）の感染によって引き起こされ、インフルエンザはインフルエンザウイルス（A、B型）の感染によって引き起こされます。

両者に共通する症状に発熱、咳、疲労感、息切れ、筋肉痛、頭痛、鼻水などがあります。また、コロナでは、味覚・嗅覚障害やひどい脱力感、倦怠感を訴える人がいます。

コロナは一般的に、感染5日後以降（14日後まで）に現れ、比較的長く（約7日間）持続します。ほとんどの人（約80%）は、特別な治療を必要としないで病気から回復します。しかし、約20%の人は重症化し、呼吸困難を訴えます。高齢者に加えて、心臓や肺の病気、糖尿病やがんなど基礎疾患を持つ人は、重症化リスクが高まります（図）。

一方、インフルエンザでは感染後1～4日で症状が発症し、通常は発症から3～

4日がピークで、その後改善傾向を示します。

予防・治療方法

インフルエンザには、ワクチンがあり予防が可能です。また、抗ウイルス薬もあります。ワクチンは高齢者の重症化予防や致死率低下にも役立ちます。高齢者や重症化リスクの高い方は、是非、ワクチンを接種しましょう。

一方、コロナにはワクチンも治療薬も、現時点では、開発段階です。感染しないこと、初期症状に注意して初期段階で診断、治療を受け重症化を予防することが重要です。

コロナは咳、くしゃみ、叫び声による飛沫を介して、対面での曝露や、ドアノブ、吊り革などに接触することによって感染します。

身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い（「ハンドソープで10秒もみ洗い、流水で15秒すすぎ」を2セット）、手指消毒という「新しい生活様式」を実践します。

適切な食事、運動、睡眠により、体の免疫力を高めましょう。



（さとう・ゆうぞう）
名古屋大学名誉教授。愛知みずほ大学特別教授。内科・糖尿病学（運動療法）、スポーツ医学、漢方医学、学校保健を専門とする。平成30年9月に日本体育医学会受賞。近著に『内科学第11版』（朝倉書店）、「糖尿病運動療法指導マニュアル」（南江堂）などがある。

INFORMO Vol.96
2020

2020年12月15日発行

発行 株式会社 東海信金ビジネス
〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目17番21号
☎(052) 212-9015

印刷 凸版印刷株式会社